

## 令和3年白老町議会全員協議会会議録

令和3年11月30日（火曜日）

開 会 午前11時15分

閉 会 午前11時53分

---

### ○議事日程

1. 立地適正化計画の策定方針（案）について
- 

### ○会議に付した事件

1. 立地適正化計画の策定方針（案）について
- 

### ○出席議員（14名）

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君  | 2番 広地紀彰君    |
| 3番 佐藤雄大君  | 4番 貳又聖規君    |
| 5番 西田祐子君  | 6番 前田博之君    |
| 7番 森哲也君   | 8番 大淵紀夫君    |
| 9番 吉谷一孝君  | 10番 小西秀延君   |
| 11番 及川保君  | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君   |
- 

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 副 町 長         | 古 俣 博 之 君 |
| 副 町 長         | 竹 田 敏 雄 君 |
| 政 策 推 進 課 長   | 富 川 英 孝 君 |
| 総 務 課 長       | 高 尾 利 弘 君 |
| 企 画 財 政 課 長   | 大 塩 英 男 君 |
| 政 策 推 進 課 参 事 | 伊 藤 信 幸 君 |
| 政 策 推 進 課 主 幹 | 温 井 雅 樹 君 |
| 政 策 推 進 課 主 幹 | 熊 谷 智 君   |
- 

### ○職務のため出席した事務局職員

- |         |             |
|---------|-------------|
| 事 務 局 長 | 本 間 力 君     |
| 主 査     | 八 木 橋 直 紀 君 |

---

## ◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前11時15分）

---

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は立地適正化計画の策定方針（案）についてであります。担当課から説明を行い不明な点などの質疑を行った後、内容に対する意見等がありましたら協議を行います。それでは立地適正化計画の策定方針（案）についての説明を求めます。

竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 全員協議会の開催に当たりまして御挨拶をさせていただきたいと思えます。本町では現在、次期都市計画マスタープランの改訂に向け取り組んでいます。10月29日の議会全員協議会にて全体構想までの検討内容についてご説明をさせていただきました。その中で人口減少時代に対応した都市構造の再編に向け都市づくりの理念、戦略的な縮充による維持持続可能な都市づくりを掲げコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを目指していく考えとしたところでございます。本日ご説明する立地適正化計画（案）とは、居住機能や都市機能の誘導によるまちのコンパクト化と公共交通の充実によるネットワーク化を連動させたコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを進めるための実行計画でございます。都市計画マスタープランの一部として位置づけられる計画でございます。この計画を次期都市計画マスタープランと並行して作成することでプランとの整合性を図りつつより具体的で戦略的な都市づくりに向けて取り組んでいきたいと考えております。本日は立地適正化計画の策定方針についてご説明をさせていただき議員の皆様からご意見やご提案をいただきたいと考えております。また関連する予算につきましては定例会12月会議の計上を予定しております。この後担当から順次概要を説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） それではこの後、立地適正化計画の策定方針案についてということで立地適正化計画の策定に係る考え方につきまして私から、それから資料2となりますけれども計画の構成と今後のスケジュールにつきましては温井政策推進課主幹からご説明させていただきたいと思えますのでよろしくお願いたします。

早速ではありますけれども資料1、立地適正化計画の策定に係る考え方を御覧いただきたいと思います。

1、立地適正化計画とはでございますけれども、立地適正化計画は近年の全国的な人口減少、少子高齢化の進展等を背景といたしまして平成26年の都市再生特別措置法の改正により創設された制度となっております。本計画では居住や都市機能、これは福祉、医療、商業等を含みますけれどもこれらの立地や公共交通の充実など、まちづくりに関する様々な施策と連携を図りよりコンパクトでかつ持続可能な都市の形成に向けた取組を推進するものとして都市計画マスタープランの一部という形で位置づけられている計画となっております。

続いて2、計画策定の趣旨ということでございますが、現在白老町では次期都市計画マスタープ

ランの改訂に向けた取組を進めているところでございます。これまで先般、中間報告をさせていただきましてもおおむね第3章という形の全体構想までは検討が進んできております。そういった中では都市づくりの理念を戦略的な縮充による持続可能な都市づくり、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現を目指すよう進めているところでございます。この策定過程におきましては本町の現状と課題の検証、将来展望等について検討、明確化されてきていると考えてございますが、基本構想である都市計画マスタープランに対しまして、その高度版とされる立地適正化計画を並行して策定することにより課題や理念、時間軸等を共有してより実効性を高め計画的な都市づくりといったものに資することを目的として策定をさせていただきたいと考えてございます。

3番の計画の位置づけでございます。本計画は白老町総合計画と北海道都市計画区域マスタープランに即するような形になってございまして、白老町都市計画マスタープランの高度版として地域公共交通網形成計画といったものをはじめ関連計画との整合、連携が図られたものでなければならぬとされております。裏のページにイメージ図がございます。上位計画といたしましては白老町総合計画、北海道の整備、開発、保全の方針というようなことを置きまして、都市計画マスタープランと立地適正化計画が調和を図りながら公共交通ネットワークの部分については地域公共交通網形成計画で、他の分野別計画といたしましては地域防災計画あるいは公共施設等総合管理計画といったものとの整合、連携を図りながら進めていく計画となっております。

4番の計画の意義と役割でございます。こちらに5項目を記載させていただいておりますが都市全体を見渡したマスタープランであること、都市計画と公共交通の連動を図る計画であること、市街地空洞化の防止を図る計画であること、公的な不動産を活用したまちづくりに資する計画であること、策定による国からの支援措置の活用も視野に入れた計画であることとなっております。やはり今後の人口減少を踏まえて都市計画のスプロール化を抑制しスポンジ化を抑制するという形の中で持続可能なまちづくりを進めるということが大きな役割になってございます。

5番の対象区域でございます。本計画の対象地域につきましては都市計画区域内ということになってございまして、特に市街化区域に対する意義が大きいものと考えているところでございます。

6番、計画の期間でございます。立地適正化計画につきましては現在策定を進めております都市計画マスタープランと同様に長期的な都市の在り方を定める計画として、計画策定期からおおむね20年後の2041年、令和23年度までを目標年次として策定を進めていきたいと考えてございます。また都市再生特別措置法第84条の中で規定されてございますが、立地適正化計画につきましてはおおむね5年ごとに施策の実施状況等を評価し必要に応じて適宜見直すこととしてございます。

最後になりますけれども、都市計画マスタープランの高度版ということで基本構想に対して表面にもう一度戻っていただきたいのですが、都市計画マスタープランが基本構想であることに対して立地適正化計画、中段の表にありますけれども主に都市機能誘導区域、居住誘導区域といった市街化区域内にそういったエリアを設けることでより精度を高めていくという形になってございます。そういった中では誘導施設、誘導施策というのも同時に検討を行いながら進めていくということになってございます。イメージにつきましては図示のとおりとなっております。誘導施設等につきましては、下段の四角に囲んでいるような医療施設ですとか教育文化施設等々が検討されていると

いうことになってございます。資料1につきまして以上とさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 温井政策推進課主幹。

○政策推進課主幹（温井雅樹君） 私から資料2、計画の構成と今後の策定スケジュールについてご説明いたします。

まず1、計画の構成案についてでございます。立地適正化計画ですが、こちらは法定計画でありまして都市再生特別措置法第88条第2項により本計画に記載すべき事項というものが定められております。計画策定の前提としましてはまちの現状と課題の分析、将来都市像、都市づくりの理念と目標、将来都市構造の踏襲が必要となりますがここまでの作業につきましては既に都市計画マスタープランの策定過程の中で実施しているところでございます。立地適正化計画ですが都市計画マスタープランで掲げる都市づくりの方針を踏まえ立地の適正化を図るための誘導方針ですとか居住都市機能を誘導するための区域設定、あと計画の進行管理を行うための数値目標のほか、昨年度なのですが法改正により追加された防災指針などコンパクトなまちづくりを実現させるために必要な事項で構成されておりましてそのイメージは図示しているとおりでございます。

次に2、立地適正化計画の策定状況についてでございます。立地適正化計画ですがこちらは平成26年に創生された制度でございまして、令和3年7月末時点の策定状況でございますが全国で594自治体がこの計画について具体的な取組を行っているところでございます。一方で全道では40の自治体が、胆振管内では5つの自治体がこの計画を策定済みもしくは策定中でありまして管内の状況については記載のとおりでございます。

次に資料の裏面を御覧下さい。3、計画の策定体制についてでございます。立地適正化計画ですが都市計画マスタープランの一部に位置づけられる計画であるため策定体制につきましては都市計画マスタープランと同じ体制をもって策定作業を進めることとしております。ただし町民参加で構成される策定委員会につきましては、立地適正化計画が都市計画マスタープランの高度版としてみなされることを鑑みまして学識経験者を1名追加し2名体制として体制を強化しながらより専門的なアドバイスを受け策定作業に取り組むこととしております。

最後に、4、今後のスケジュール（案）についてでございます。立地適正化計画の策定期間でございますが令和3年12月から翌年の12月の約1年間を予定しております。そして次期都市計画マスタープランとの整合性を図るため、また計画の実効性を図るため双方の計画を並行して策定することといたします。今年度は主に基礎調査を実施しまして次年度以降は計画案の策定、住民説明会等を行う予定でございます。今後のスケジュールでございますが策定委員会は4回程度の開催を予定しており、まず2月に策定方針を示しまして6月までに素案を作成することと考えております。その後地域説明会、パブコメを実施しまして町民の皆様のご意見をいただきながら9月に原案を作成する流れと考えております。その後なのですが10月以降は都市計画審議会での諮問、答申を受けて12月成案化を目指すことと考えております。なお町議会の皆様への報告ですが6月に中間報告、12月に最終報告を予定しております。私からは以上となります。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありましたがこの件について特に確認しておく必要のある方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番(貳又聖規君) 私は資料1の2ページ目、計画の意義と役割について(5)策定による国からの支援措置等の活用、この中で誘導区域内の施設整備などへの支援等はとても重要なものだと受け止めております。それで今後都市計画マスタープランを柱にしながらこの計画をつくり込みしていくということでありますが資料2の2番目、立地適正化計画の策定状況ということで、胆振管内でいきますと策定済みが室蘭市であります。そこで各自治体によってこの計画をいかに活用していくかというのは様々かと思うのですが、いま実際に押さえていけばなのですが室蘭市は施設を建てるですとかそういう整備にかける部分でこの計画を活用しているですとかその辺の状況だけ分かれば教えていただきたいです。

○議長(松田謙吾君) 温井政策推進課主幹。

○政策推進課主幹(温井雅樹君) 室蘭市についてはいま立地適正化計画を策定しているという話は聞いておまして交流センターのようなものをつくることがありまして、それを誘導施設に位置づけてこの補助金を頂きながら整備したようなお話は聞いているのですが具体的な話は今のところ押さえていない状況でございます。

○議長(松田謙吾君) 4番、貳又聖規議員。

○4番(貳又聖規君) 政策研究会で道内の先進自治体を見てきた中で東川町はうまく国の補助金、助成金、交付金を活用しながら施設をつくっているというところを見させていただきました。そういう中において方向性というところでいくと本町の場合もこの計画をつくるという上ではここにも書いておりますが施設整備などへの支援等を十分に意識したものであるというところだけ確認させていただきます。

○議長(松田謙吾君) 富川政策推進課長。

○政策推進課長(富川英孝君) 立地適正化計画の策定に当たってはやはり補助金等の支援というのは十分にいろいろな部分で活用することを我々も検討してございます。特に令和2年度から補助事業として出てきました都市構造再編集中支援事業というようなものにつきましては対象施設に対して2分の1の補助率で事業ができるということになってございます。その適用時期につきましては立地適正化計画をつくることによって各施設を一回つくったらおしまいということではなくて、この計画を持つことによって、都市機能誘導区域内にある対象となる施設に対してはその時点で補助金の申請活用が可能となるということになってございますので、まずはこういった立地適正化計画を策定させていただきまして今後改めて公共施設の適正配置ですとか防災の指針というものもこの計画の中には併せて検討していくこととなりますので、そういった都市の在り方、公共施設等について活用を想定しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長(松田謙吾君) ほかにございませんか。

13番、氏家裕治議員。

○13番(氏家裕治君) 1点だけ今のことに関連する部分なのですがすけれども、施設整備などへの支援が受けられるということで6番目に計画の期間がありますが計画の期間が2041年、令和23年度までを目標年次としますということになっております。ということはこれからの20年間で白老町のまちの再生を形づくっていく一つの大きな計画になっていくという捉え方でよろしいですか。

○議長(松田謙吾君) 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 先般ご説明させていただきました都市計画マスタープランというのは地域全体の考え方であつこの立地適正化計画につきましてはやはり都市機能あるいは居住誘導区域というものをある程度明確に進めていくということ、それとコンパクト・プラス・ネットワークというキャッチフレーズと言いますかそういった形を標榜しておりますけれどもやはり都市をそれぞれ公共交通とかそういったものでつないでいくということで考えますとまちの全体の役割分担、機能分担というものをしっかりこの計画によって進めていきたいと考えてございます。そういった20年間という長きにわたる計画でございますのでまちの再生あるいは将来の姿というものをしっかりと展望しながら計画が寄与していくものだと考えながら策定を進めさせていただきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 分かりました。今まで何となくまちの再生をこれからどうしていくのだと、この膨大な資金をどうやって調達していけるのかということが不安でいくら考えてもどうしようもないという感覚でずっといたのが、少々光が見えたという気がいたします。この計画の中には防災指針というか防災面に関しても取り組めるような形の計画になると読み取れるのですけれどもそこについての考え方は違うときに聞いた方がいいのかもしれないかもしれません。何が言いたいかというところよく防災計画ですとか避難訓練をやりませけれども、私はいつも言うのですけれどもざっくりしてこんなことをやっているとどうするのだろうかと思っている一人なのです。しかしこういった防災指針というものがここに出てきますと根本的な例えば無電柱化ですとかそういったところも組み込んだ計画がここに入ってくるのかという感じがするものですからそこが分かれば教えていただきたいのです。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 防災指針の関係につきましては町としては地域防災計画を具体的な行動計画として持っておりますのでそれの上と言いますかそういった防災の考え方を示すということでこの立地適正化計画の中に位置づけて進めていくということでございます。そういった中で具体的な対応策といったものをどこまで書き込むかというのは実はこれも令和2年度の法改正で防災指針が必須という形になってございまして他の先行する自治体の事例を見ましても具体的な施策レベルでの書き込みというのはあまり見て取れません。防災に対する考え方というものを大枠で示していくということになるかと現時点では考えてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） この長期方針というのはいいと思うのです。今の私が知っている範囲ではこれが一番、町が持っている方針の中では長いのかと思うのですけれどもその充実強化ともう一つは具体的なメリット、今補助金が2分の1という話がありましたがもう少々具体的な、これをつくることよってのメリットを分かる範囲で結構ですので教えていただきたいのです。もう一つは、これは当然全国の市町村が行うわけです。そのときに他市町村との住み分けや違いや方針を明確にしない限りこれはまた横並びで全国的に同じとなるのです。例えば過疎債が適用になったときに過疎債が有利だから使うというようなものと何も変わらなくなるのです。そうすると総額が同じです

から過疎債を申請しても却下されるという部分が現実的に出てきました。そのときに私たちのまちがほかのまちと違うのだという打ち出しをきちんとしなければならぬのですけれどもそれは今後、長期方針の中で考えておられますか。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） やはり全国的に人口減少、少子高齢化というのはまさに共通の課題ということになってございますのでそのまちの姿を描くにしても同じような形になる要素というものを多分に含んでいるだろうと思っております。ただ我々のまちの中で言いますと現状でも市街化区域、調整区域にも既存宅地あるいは旧住宅地造成事業法の認可区域ということで立地適正化計画自体は都市計画区域内を対象にするということですので基本的にそれらの調整区域で皆様がお住まいになっている民間の開発業者が開発した住宅団地についても一応対象にはなるということになってございますが、今後我々のまちの姿を考えたときにどれだけコンパクトに都市機能あるいは居住機能というものを配置できるかと考えたときに今の時点で温泉付き分譲地というような資源であるというようなことはありますけれども、そういったものに対する考え方をどう捉えていくかというところはほかの計画とは少々違う部分になるところかと考えております。また今さらではありますけれども私たちのまちは6つの河川で大きく地域が分断といいますか分かれて市街地、集落ができていくという特性もありますので、これらをやはり公共交通でつないでいくですとかそういったものをしっかり強く打ち出していくという部分では白老町の独自色と言いますか特徴というような中での計画として策定を進めていかなければならないかと現時点では考えてございます。

メリットにつきましてはまずはこういった将来の姿を皆様でまちづくりをこういう形にしていきたいと思いますという共通認識を図っていくということが必要である、そこに対して寄与する部分はまちづくりというような形で考えますと大きいかと思っております。それから先ほども少々触れましたけれども都市構造再生集中支援事業という補助金につきましては公共施設の様々などと言いますか一定程度我々が今後更新しなければならないような公共施設に対しても対象になる中で基本的には補助率が2分の1で一般的には21億円までの事業に対して補助率が2分の1ということになっておりますがこれは施設に対して防災対策、そういった災害対策というものを講じた事業に関しては事業費の総額が30億円まで拡大するというような状況の中でそれに対して2分の1というような補助率が設定されております。そういうようなことでございますので先般、北海道から6月にある程度津波の浸水区域そういったものが出てきたときに我々も今後防災対策というものをしっかり考えていかなければいけない、そういった防災対策を施す公共施設等に対しては21億円から30億円の事業まで枠を拡大した中で補助対象としていただくことができるということになってございますので今後20年間、5年に一度見直しをすとなつてはございますけれどもこの20年間の中で更新できる施設、しなければいけない施設に対してこの事業が活用できるのであればそういった部分での大きな金額的なメリットはあろうかと思っております。施設によっては例えばこれが過疎債を全額充てることが困難な部分で補助金がかさ上げすることによってもしかすると過疎債を満額充当できるようになってくればそれは町としての財源的なメリットは多分にあるかと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 現段階で細かいことを聞く気はありません。ただこの20年という方向づけ

というのは、私はとても大切だと思うのです。同時に先ほど富川政策推進課長もおっしゃったようにほかと違った、差別化するという意識、例えばコンパクトシティ化するというのは国の方針なのです。ただ私たちの町は6つの集落があります。それらの市街化区域があるわけですからそこを全くほかのまちと違った形でどのようにつないであげるかということを含めて考えないと。これは全て字白老に集められればそれは一番いいのです。今回視察した中でもそういうまちはなかなか上手にお金を使っているのです。私たちの町はそうではないとしたらそうではない中で最高の成果を上げ、また今国が制度化しようとしている中でほかの町村と違った形で進めるというような考え方があるかどうかなのです。私はそうすべきだと思っているので言ったのです。そういう国の枠の中だけで全て物事を考えるのではなくてそれを広げられるような考え方をしてつくと、補助金もお金もみんなそうだと思うのですけれどもそういうほかのまちと違った考え方をきちんと作り上げていくというような考え方があるかどうかと言ったらおかしいのですけれどもそこがこの計画の中ではとても大切です。それが具体化していれば一定限度のお金が引っ張れるような気がするものですから。ただこれを全部つくったら、全部一律になったら、総額が同じになったらまた減ります。はっきりしています。そここのところを乗り越えられるようなまちづくりをしなければだめなのでからその辺りの考え方だけを聞かせてください。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 今、議員からあがった部分をお答えと言いますか考え方なのですけれども、議員が言われたようにこの計画についてはこれから全国各地できっとつくられていくということになると思います。ですから考え方とかつくられている内容についてはある程度似たような事になってくるのかと思います。ただその中でも白老町としての特徴というのがあると思うのです。例えば6つの地区に分かれているとかそれに対してどういう形のまちにしていくかという中でそれは点々となりますのでそこをどのようにネットワークで結んでいくかというようなことになっていくと思いますので、白老町独自と言いますか白老町としての特徴は出てくると思います。そのことは大切なことだと思いますので今の時点でどういったことをこうですああですということは言えませんがけれどもそういったことを含めて検討していかなければならないと考えております。20年間の計画ですので今回初めて取り組む形なのですけれども、実際に20年間どういうつくり方をしていったらいいのかというものが大きな課題だと捉えております。ここは担当もそうですし庁舎内全体としても取り組んでいきたいという部分ですので白老町独自と言えるかどうかはまた別問題ですけれどもそういったことも含めながらこの計画はつくっていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） この計画でいくと中間報告は6月となっています。それでも結構なのですが、要するにこの間に議員も20年の計画できちんと議論したり政策的な話ができる場をそんなにきちんとしたものでなくても結構ですからそういうことが夢を持つまちづくりというのは今まであまりないですからそういう20年の方向をどうするかということをもみんなで議論できるようなそういうことは考えられないかどうか。考えて欲しいと思うのですけれどもここまできましたよ、報告します、というのではなくて我々からの意見もぜひ聞いていただけるような場をつくって一緒に議論できるようなところをつくって欲しいと思うのですけれどもそのような考え方はいかがですか。



○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） この計画に対する議論とかそういう部分なのですけれどもスケジュールでは6月、最後は12月ということで決めさせていただいているのですけれども、これは立地適正化計画と合わせて都市計画マスタープランもありますのでその中でも取り上げて話はできると思います。これから実際にスタートするわけですけれども我々も20年間の都市計画マスタープランはある程度、概要的なところなのですけれどもこの計画は少々踏み込みますので初めてつくると言いますか我々も分からない部分ですとかそういうところもありますのでそういった部分も勉強しながらある程度、整理がつくと言いますかそういった段階で議員の皆様にご覧いただきという考えですということは6月というのにこだわらないでやっていければと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかにございますか。

2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 1点で終わりにしたいと思います。この20年という長期の計画を都市マスタープランも含めて見据えていきますとおそらく人口の想定についてもかなり驚くような将来を想定していかなければいけない実態なのかと感じています。そういったことも考えるとまず分野代表等ということで策定委員会を設けるということで町民参加も図っていくという考え方はとても良いと思うのです。この主要な団体等の代表ですとかいろいろとほかにも策定委員会の中で構成されていますけれどもこれだけの長期間ということを見ると特に若手の人たちの意見ですとか白老町に移り住んできた方たち、例えば地域おこし協力隊の方たちも含めて最近様々な取組を進めていて私の居住している虎杖浜でもいろいろなまちづくりが行われています。そういったきちんと将来に向けて議論できる策定委員会であるべきだと思っています。後は子育ての観点ではやはり女性の方たちの意見というのは外せないと思うのです。そういった分野代表等で作られる策定委員会のつくり方、体制についてどのようにお考えかといった部分です。

あと今、大淵議員からありましたのでここで確認です。この立地適正化計画が白老町の立地適正化計画となっていくときに何が大事かといったときに今、竹田副町長の言葉にもありましたとおり都市マスタープランの地域構想があります。これは各地域のそれぞれの将来を見据えた都市マスタープランのつくり込みをしていくとこれに対してきちんと整合を図っていくということなので特にこの地域構想との連携というところは大変大切ではないかと考えています。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 資料2の説明の中でも策定委員会につきましては現行の都市計画マスタープランの策定委員会へ新たに学識経験者を1名プラスするような体制で進めさせていただきたいと考えてございます。なお現行の都市計画マスタープランの策定委員会の中にもやはり白老青年会議所さんですとかあるいは子育てのお助けネットさん、そういった若い方にも入っていただいているという中で進めているという状況でございます。若い方あるいは長くこのまちにお住まいになっていただく方の意見については先ほどの議会との懇談の場という場も含めながら多様な機会を持ちながら我々も意見等についてはいただきたいと考えているところでございます。また公共交通の関係につきましてはまさにこの立地適正化計画自体が公共交通を非常に念頭においている計画になってございまして本町では地域公共交通網形成計画を策定しておりますけれども全国において

令和3年3月まで、昨年度末までに立地適正化計画と公共交通の計画を両方策定しているというのは全国で257自治体ございます。そういった中では各市町ともこういった都市のコンパクト化に対する公共交通の重要性というのがしっかりと念頭に置かれた計画であるということになってございます。我々も元気号ですとかそういったものをあらゆる公共交通をやってございます。また地域には都市間のバスですとかJRもございますのでそういったありとあらゆる公共交通の手段というものを使いながらこの立地適正化計画というものが策定していく必要があるだろうと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。それではご意見等も先ほどから出ておりますがご意見のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご意見なしと認めます。

以上をもって立地適正化計画の策定方針案についての協議を終了いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

（午前11時53分）